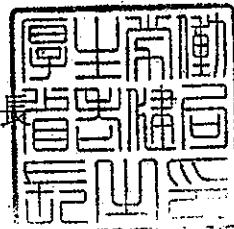




老発第0410001号
平成20年 4月10日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長
中核市市長

厚生労働省老健局長



「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の
一部改正について（通知）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の一部が平成20年4月10日に改正されることに伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年老発第214号）の一部を別紙のとおり改正し、同年5月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知を図られたい。

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号、厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
第7 地域密着型特別養護老人ホーム	第7 地域密着型特別養護老人ホーム
1 第5章の趣旨	1 第5章の趣旨
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。また、本体施設とは、サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する特別養護老人ホーム、 <u>介護老人保健施設又は病院若しくは診療所</u> をいう。	(3) サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。また、本体施設とは、サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する特別養護老人ホームをいう。
また、サテライト型居住施設を設置する場合、各都道府県が介護保険事業支援計画において定める必要利用定員総数の範囲内であれば、本体施設の定員を減らす必要はない。ただし、各都道府県では、同計画の中で、特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設の個室・ユニット化の整備目標を定めていることを踏まえ、サテライト型居住施設の仕組みを活用しながら、本体施設を改修するなど、ユニット型施設の整備割合が高まっていくようにする取組が求められる。	また、サテライト型居住施設を設置する場合、各都道府県が介護保険事業支援計画において定める必要利用定員総数の範囲内であれば、本体施設の定員を減らす必要はない。ただし、各都道府県では、同計画の中で、特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設の個室・ユニット化の整備目標を定めていることを踏まえ、サテライト型居住施設の仕組みを活用しながら、本体施設を改修するなど、ユニット型施設の整備割合が高まっていくようにする取組が求められる。
2 設備の基準（基準第55条）	2 設備の基準（基準第55条）
(1) (略)	(1) (略)
(2) 基準第55条第7項で定める「密接な連携を確保できる範囲内」とは、通常の交通手段を利用して、おおむね <u>20分</u> 以内で移動できることを目安とする。	(2) 基準第55条第7項で定める「密接な連携を確保できる範囲内」とは、通常の交通手段を利用して、おおむね <u>15分</u> 以内で移動できることを目安とする。
(3) 療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成24年3月31日までの間に転換する場合における食堂及び機能訓練室については、第2の1の(13)の⑤及び⑥を準用する。 <u>なお、第2の1の(13)の⑤及び⑥二について、当該転換を行って開設する特別養護老人ホームがサテライト型居住施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとする。</u>	(3) 療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成24年3月31日までの間に転換する場合における食堂及び機能訓練室については、第2の1の(13)の⑤及び第2の1の(13)の⑥を準用する。
(4) 地域密着型特別養護老人ホームにおける設備の基準については、前記の(1)から(3)によるほか、第2の1 ((5)及び(13)を除く。)を準用する。この場合において、第2の1中「第11条」とあるのは「第55条」と読み替えるものとする。	(4) 地域密着型特別養護老人ホームにおける設備の基準については、前記の(1)から(3)によるほか、第2の1 ((5)及び(13)を除く。)を準用する。この場合において、第2の1中「第11条」とあるのは「第55条」と読み替えるものとする。
3 職員数	3 職員数

(1)・(2) (略)

(3) サテライト型居住施設は、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として人員基準の緩和を認めており、本体施設の職員によりサテライト型居住施設の入所者に対する処遇等が適切に行われるなどを要件として、次に掲げるサテライト型居住施設の職員については以下の基準によるものとする。

① 医師については、本体施設の医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かなければできる。

② 生活相談員については、本体施設（介護老人保健施設に限る。）の支援相談員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かなければできる。また、本体施設が指定介護老人福祉施設の場合にあっては、(2)によるものとする。

③ 栄養士については、本体施設（診療所を除く。）の栄養士によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かなければできる。

④ 機能訓練指導員については、本体施設（特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設に限る。）の機能訓練指導員又は理学療法士若しくは作業療法士によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かなければできる。（基準第131条第8項）

⑤ 調理員、事務員その他の職員については、本体施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は診療所に限る。）の調理員、事務員その他の職員、調理員、事務員その他の従業者又は事務員その他の従業者によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かなければできる。（基準第131条第8項）

(4)～(7) (略)

4～6 (略)

第8及び第9 (略)

(1)・(2) (略)

(3) サテライト型居住施設は、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として人員基準の緩和を認めており、本体施設の職員によりサテライト型居住施設の入所者に対する処遇等が適切に行われるなどを要件として、医師、栄養士、機能訓練指導員、調理員、事務員その他の職員をサテライト型居住施設に置かなければできる。

(4)～(7) (略)

4～6 (略)

第8及び第9 (略)